

宮古市条例第220号

宮古市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に市の公の施設の管理を行わせるため、当該指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に指定管理者の指定を受けようとする施設の事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定基準に照らし、公の施設の管理を行うに当たり、最も適していると思われる候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画が当該公の施設の設置目的を実現するためにふさわしいものであること。
- (3) 事業計画が効果的かつ効率的な施設管理を実現するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 申請者が事業計画書に沿った施設の管理を行うために必要な物的かつ人的な能力を有しているものと認められること。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して1月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況
- (3) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第5条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、

その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復)

第7条 指定管理者は、その管理する公の施設について、指定期間が終了したとき又は指定の管理を取り消されたときは、直ちに当該公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第8条 指定管理者が公の施設の管理に当たって個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)を取り扱う場合については、同法の例により、適正に取り扱わなければならない。

(名称等の変更の届出)

第9条 指定管理者は、名称若しくは代表者又は住所を変更した場合は、当該変更をした日から起算して30日以内に市長に届け出なければならない。

(教育委員会所管の施設への適用)

第10条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第7条まで及び前条の規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(補則)

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宮古市養護老人ホーム条例の一部改正)

2～5 (略)

(経過措置)

6 この条例の施行前にこの条例による改正前の宮古市養護老人ホーム条例、宮古市タラソテラピー施設条例、宮古市広域総合交流促進施設条例及び宮古市地域振興拠点施設グリーンピア田老条例(以下「宮古市養護老人ホーム条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例による改正後の宮古市養護老人ホーム条例等の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。